参考　新型コロナウイルス感染症に伴うウイルス検査のおおまかな流れ

新型コロナウイルス
感染症への感染の疑い

検査を受ける
必要性を判断した
のは誰か？

保健所（濃厚接触者等）

医師（医療機関受診時に
疑いがある場合等）

自己判断

全額公費の行政検査
※費用は全額
公費負担

保険診療を用いた行政検査（検査協力医療機関）
※ウイルス検査費の自己負担相当額は公費負担
※診療費の自己負担相当額は自己負担
（例：国民健康保険加入者は３割）

その他の検査
※全額自己負担

保健所による行政検査が行われない場合において、施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になる場合があります

ウイルス検査
（PCR、迅速抗原検査等）

陽性

医師が新型コロナウイルス感染症と診断

新たに濃厚接触者等が
見つかった場合

各施設等から、
県高齢者福祉課に報告が必要

令和２年11月19日付け厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
事務連絡「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）」に基づく